

大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正の概要

背景・趣旨

- 地球規模での温暖化防止対策が求められる中、原発事故からのひっ迫したエネルギー事情が加わったことで、エネルギー消費の一層の抑制と、化石エネルギーに代わる多様なエネルギー源の導入促進が重要な課題となっている。
- 大阪府では、これまでもエネルギーの使用の合理化に関する法律や標記条例による省エネや省CO₂等についての取組みを行ってきた。
- 民生部門のエネルギー消費^(※1)は、府全体のエネルギー消費の約5割を占め、また近年増加が顕著な状況にあるため、建築物に対する一層の対応が求められている。このため、建築物の新築・増改築に際して、さらなる再生可能エネルギーの導入や、省エネ化を促進するべく標記条例及び規則を改正する。

改正内容

- 建築物への再生可能エネルギーの導入促進**
対象：延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増改築する場合
(増改築の場合は、増改築部分が2,000㎡以上)
内容：太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入検討を義務化する。
- 建築物の省エネ性能向上**
対象：延べ面積10,000㎡以上の建築物(住宅を除く)を新築・増改築する場合
(増改築の場合は、増改築部分が10,000㎡以上)
内容：エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく省エネ基準^(※2)に適合することを義務化する。

その他

- 現在、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増改築する場合に、標記条例に基づき建築物環境計画書(CASBEE)の届出を義務付けており、今回の改正内容は、その届出内容に追加する。
- 条例は、平成26年3月公布、平成27年4月施行(規則は改正作業中)。
- 本取組み内容については、府市協調して進めており、大阪市内の建築物についても同様の検討が行われている。

(※1) 「民生部門のエネルギー消費」とは、家庭消費部門でのエネルギー消費や、事務所ビル、ホテルや百貨店、サービス業等でのエネルギー消費をいう。

(※2) 「省エネ基準」については下記告示を参照。

告示名：「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準」